

群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター依頼分析取扱規程

平成19. 6. 1 制定

改正 平成19.12. 1 平成24. 4. 1

平成28. 4. 1

(趣旨)

第1条 国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程第18条の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター（以下「センター」という。）が外部機関からの依頼を受けて行う試料分析に関し必要な事項を定める。

(分析の項目及び料金等)

第2条 センターが外部機関から依頼を受けて行う試料分析で用いる機器、分析の項目及び分析料は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター依頼分析取扱細則（以下「取扱細則」という。）で定める。

(分析の依頼)

第3条 センターに試料分析を依頼しようとする者（以下「分析依頼者」という。）は、依頼分析申請書（別紙様式1）をセンターの長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

(受入条件)

第4条 分析の受け入れ条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 分析料は、群馬大学が発行する請求書に基づき、指定する期限までに支払うものとする。ただし、センター長が特別の事由があると認めた場合には、支払期限を延期することができる。
- (2) センター長は、教育研究上必要と認めた場合は、分析料の全部又は一部を免除することができる。
- (3) 分析依頼者からの申出により分析を中止した場合においても既納の分析料は返還しないものとする。
- (4) センターは、次に掲げる分析依頼者の損害に対して一切その責任を負わない。
  - ア やむを得ない事由によって分析を中止したため損害が生じたとき。
  - イ 分析を行うために提出された分析試料に損害が生じたとき。
- (5) センター長が必要と認めたときは、分析試料の再提出を分析依頼者求めることができる。
- (6) 分析試料の搬入及び搬出は原則分析依頼者が行うものとする。
- (7) センター長が受け入れできないと判断した分析試料については、受け入れしないことができる。
- (8) 分析依頼者は、所定の講習を受講し、センター長の許可が得られた場合には、センターの職員の立ち会いの下、取扱細則別表に掲げられる機器を自ら利用することができる。この場合において、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門

機器分析センター利用要項に定める手続を別にしなければならない。

(分析結果の通知)

第5条 センター長は、当該分析が終了したときは分析結果通知書（別紙様式2）により分析依頼者に通知するものとする。

2 分析結果通知書は、原則和文で作成するものとする。

(機密保持)

第6条 センター長及び分析依頼者は、分析により得られたデータ又は知り得た情報についてあらかじめ協議の上非公開とすることができる。

2 分析依頼者は、分析により得られたデータを公表する場合には、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センターの名称を使用することができない。ただし、センター長が使用を許可した場合は、この限りでない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、分析の実施に関し必要な事項は、研究・産学連携推進機構長（以下「機構長」という。）が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門会議の議を経て、機構長が行う。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。